

教育民生常任委員会会議録

令和7年1月21日（火曜日）

鹿 角 市 議 会

出席委員等(6名)	委員長	黒澤 一夫	副委員長	倉岡 誠
	委員	田村 富男	委員	中山 一男
	委員	児玉 悦朗	委員	丸岡 孝文

欠席委員(0名)

事務局出席職員 書記 阿部 元樹

説明のため出席した者の職氏名

市民部長	佐藤 康司	健康福祉部長	阿部 正幸
健康福祉部保健医療専門官	村木 真智子	教育部長(兼)国民スポーツ大会事務局長	黒澤 香澄
大湯ストーンサークル館長	花海 義人	教育次長(兼)総務学事課長	渡部 裕之
市民課長	成田 真紀	生活環境課長	佐藤 智紀
税務課長	成田 匡	福祉総務課長	井上 真
すこやか子育て課長(兼)こども家庭センター長	工藤 千秋	あんしん長寿課長	奈良 洋一
総務学事課学事指導管理監	駒ヶ嶺 充	生涯学習課長	黒澤 香澄
スポーツ振興課長(兼)国民スポーツ大会事務局次長	相馬 天	生活環境課政策監(兼)コミュニティ推進班長	阿部 美沙子
税務課政策監(兼)課税班長	舘花 新一	福祉総務課政策監(兼)総務企画班長	成田 文子
福祉総務課政策監(兼)地域福祉班長	佐藤 京子	すこやか子育て課政策監(兼)健康づくり班長	児玉 愛子
あんしん長寿課政策監(兼)介護予防班長	石川 紀子	国民スポーツ大会事務局政策監	田原 智明
市民課主幹(兼)戸籍年金班長	小舘 香志美	市民課主幹(兼)支所窓口班長	武藤 妙子
税務課主幹(兼)収納管理室長	内藤 良富	税務課主幹	大里 宏昭
すこやか子育て課こども家庭センター主幹	櫻田 佳奈	あんしん長寿課主幹(兼)高齢者支援班長	関 尚人
総務学事課主幹(兼)総務班長	大森 美佳子	総務学事課主幹(兼)学事指導班長	田村 めぐみ
総務学事課指導主事	阿部 博之	生涯学習課主幹(兼)社会教育班長	村木 芳
文化の杜交流館長	成田 小百合	市民課副主幹(兼)国保医療班長	藤原 美恵子
生活環境課副主幹(兼)環境推進班長	金澤 里香子	福祉総務課副主幹(兼)保護班長	大里 透
すこやか子育て課副主幹(兼)こども家庭応援班長	田山 公江	すこやか子育て課こども家庭センター副主幹	齋藤 雅
あんしん長寿課副主幹	柴森 葉子	生涯学習課副主幹(兼)文化財振興班長	安保 俊光
大湯ストーンサークル館副主幹	鈴木 和明		

午後１時００分 開会

【開 会】

○黒澤委員長 委員の出席が定足数に達しておりますので、ただいまより教育民生常任委員会を開会いたします。

連日、雪が降っていて、雪寄せということで市民も皆さんも疲れていると思いますけれども、今日の委員会も元気を出してよろしくお願ひしたいと思います。

ここで会議の進行に当たりまして、委員及び職員の皆様にお願ひ申し上げます。

会議記録を作成する関係上、発言の際は委員長の許可を得た上でお手元にありますマイクスイッチをオンにして、赤色のランプが点灯してから発言願ひます。

また、発言終了後はマイクスイッチをオフにしてくださいますようご協力をお願ひいたします。

なお、委員長の許可がない発言については、会議記録上、不規則発言として記載されることとなりますので、徹底してくださるようお願いいたします。

【所管事項の報告について】

○黒澤委員長 それでは会議次第に従いまして、進めてまいります。

初めに所管事項の報告を受けます。順次報告を受けた後、所管ごとに区切って質疑を受けてまいります。

それでは順次報告願ひます。健康福祉部長。

○阿部健康福祉部長 健康福祉部長の阿部です。

報告の前に本日の出席状況ですけれども、教育委員会スポーツ振興課の児玉主幹が所用により欠席しておりますのでご了承願ひたいと思います。

それでは、所管事項につきましては健康福祉部からのみ２点ご報告いたします。

初めに委員会資料の２ページをお願ひいたします。

初めに、「1. 大湯保育園の閉園等に伴う対応について」であります。今年度末で閉園となる大湯保育園及び令和2年度末で閉園した杉の下保育園について、今後、財産処分承認申請が提出されるに当たっての、市の対応方針についてご説明させていただきたいと思います。

健康福祉部資料1、別ファイルですけれども資料1をお願ひいたします。

資料1から資料3までとなっていますけれども、8ページ以降の資料2は今回の説明に関する法令等の参考条文であり、12ページからの資料3は愛生会に対する市有地の無償貸借契約書ですので、必要に応じてご覧いただきたいと思います。

初めに、1ページ目、大湯保育園の閉園に伴う対応についてであります。

大湯保育園はもともと、公立保育園で、愛生会に指定管理させていたものを、建物の老朽化により新築する際に、民設民営とすることで合意し、平成23年10月に愛生会に建物を譲渡し、土地を無償貸付けした上で、市及び国の補助金を活用して愛生会が整備したものであります。

当初は、わかば保育園との2園体制で運営しておりましたが、入園者数の減少により令和2年度末にわかば保育園を廃止し、大湯保育園の1園体制としましたが、その後も入園者数の減少が進み、継続困難として令和5年5月に閉園の方針が伝えられまして、市においても閉園はやむなしとして同年11月に地域説明会を開催し、令和6年度末で閉園となる旨の説明を行っております。

閉園に際しましては、施設整備に補助金を活用していることから、市に対する財産処分の承認申請が必要であり、また、土地の無償貸借契約において、保育園敷としての指定用途に変更があった場合は原状回復の上、返還していただくこととしているため、施設の解体が必要となります。

愛生会からは、昨年5月に国庫補助金の返還と施設の解体が不要となる園舎の無償譲渡について市の見解を求められましたが、活用目的を見いだせなかったことから、譲渡についてはお受けできない旨回答しております。

そして、昨年12月23日、県に対し保育園の廃止承認申請が出され、1月14日付で承認されており、1月17日には市に対し、財産処分の承認申請が愛生会から提出されております。

ここまでの、これまでの経過でございます。

この後の流れとしましては、市から国に対し、国庫補助金に関する財産処分申請を行い、国からの承認を待つことになります。

次のページをお願いいたします。

愛生会からは4月早々に解体工事に着手したいとの意向が示されており、できるだけ円滑に承認手続きが進むよう市としても努力してまいりたいと思います。

解体工事そのものは承認が下りてからとなりますが、取壊し後に財産処分完了報告を行いますと、その後国から国庫補助金の返納通知が発せられますので、愛生会から返還される補助金の収入と国への納付を市の歳入歳出予算に計上し、最終的には市から国へ国庫補助金を返還いたします。

以上が今後の流れであります。

このような財産処分の過程で、議会のご理解をいただきながら、市として2つの特別な対応を図りたいと考えておりまして、順にご説明させていただきます。

②市補助金の取扱いについてであります。愛生会に対しては、大湯保育園の改築に当たり、国庫補助金に市費を上乗せして補助金を交付しております。

国庫補助金につきましては、財産処分承認基準が各省庁ごとに定められており、今回はこども家庭庁の基準となりますが、法定耐用年数を基にした処分制限期間を経過しない場合は、補助金の返納を求めることとされております。

一方、市においては、補助金に関する通則である「補助金等の交付並びに適正化に関する規則」に処分制限の規定はあるものの承認に関する規定はなく、今回の補助金の交付要綱においても市長の承認方法について定めてはおりません。

市補助金についても、国庫補助金の取扱いに準ずるのが妥当とは考えられるものの、要綱等に返還規定のない補助金については、特別の事情を考慮した上で補助金の返納を求めずに承認するという場合もまたあると解釈できるのではないかと考えております。

2ページの下に、大湯地区の保育園入園者数の推移の表を掲載していますが、ご覧のとおり、令和2年以降の入園者数の減少は急激であり、この趨勢を、補助金を活用した平成23年度、24年度当時に予見することは極めて困難であったと考えています。また、現下の市内保育所等の利用者数は認可定員に満たない状況であり、大湯保育園が閉園した場合においても市全体で入園調整は可能であるという状況にあります。

次のページをお願いします。

このような状況から、大湯保育園はこれまでの運営によって本市の保育ニーズを満足させるという役目を果たし終えたもので、補助金の目的を十分に達成したものであること。また、この度の閉園と取壊しの理由は、入園者数の急激な減少であり、事業者の責めに帰することができない、やむを得ないものである中で、社会福祉法人の持続可能性に影響を与えることは避けるべきではないかという点に鑑み、愛生会に交付しました補助金のうち国庫補助金を除く分については返還を求めずに、財産処分を承認することとしたいと考えるものであります。

参考として、補助金の交付状況等について記載しております。

愛生会に対して交付した補助金は、1億2,424万円で、うち国費が8,541万5,000円、市費が3,882万5,000円であります。法定耐用年数は、処分制限期間が22年であるところ、令和6年度末では12年経過となり、処分制限期間で算出した場合に返納すべき補助金は、約5,647万円ほどとなりますが、このうち市単分の返還は求めず、国庫補助金分約3,882万円のみ返還を命じることとしたいというものであります。

なお、この試算は、補助対象財産全体を建物の耐用年数で一括して算出した場合のもので、資産ごとに算出した場合は耐用年数が短いものもありますので、これを下回る見込みであります。

次のページをお願いいたします。

次に、③解体期間中の土地の貸付けについてであります。

保育所の敷地として愛生会に無償貸付けをしている市有地は、保育園敷という指定用途の変更に伴う契約の解除に当たって、資料3の無償貸借契約の契約条項により、原状回復の上、市長の指定する期日までに返還を求める必要がありますが、保育園廃止となる令和7年4月1日から原状回復・返還までの間は、公益事業に供しているとみなし得るのかという疑義があります。

一方で、公益事業を行うために土地を貸し付け、その上に建築物を設置する場合は、当該公益事業の終了に当たって解体が発生することは当然に想定されることでありますので、今回の大湯保育園に関しても、保育園廃止となる令和7年4月1日から原状回復・返還までの愛生会による当該市有地の使用は、当該無償貸借契約履行のためのものと解釈することが可能ではないかと考えております。

このため、原状回復期限として契約条項第13条第1項の規定に基づき、市長が指定する期日までは「公益事業の用に供している」とみなすことについて、疑義が生じないよう「財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例」の一部改正の方法により明確化し、解体・返還までの間は現行の無償貸借契約が有効であることとしたいと考えております。

参考として、有償貸付けの場合の賃貸料を記載しております。仮に土地の返還が12月末で完了した場合には、「市有財産の貸付けに関する規則」に基づく賃貸料が約56万円ほどとなりますが、これを徴収しないこととしたいというものであります。

次のページをお願いいたします。

次に、杉の下保育園の閉園に伴う対応についてでございます。

まず、杉の下保育園のこれまでの経過と今後の動きについてですが、杉の下保育園は、社会福祉法人八幡平愛慈会により、八幡平の谷内集落内の法人所有の土地に昭和51年に開設されたものであります。

水回り等施設の老朽化が見られたことから、平成25年に園舎の大規模修繕を行う一方、平成28年4月からは、認定こども園として再スタートした八幡平なかよしセンターの指定管理を受けていただいております。

当初は、両施設の運営が可能であるとの判断であったものの、入園者数の減少によって杉の下保育園の運営状況が厳しくなり、平成30年10月に市に対し休園に関する相談がございました。令和2年3月末に一旦休園としましたが、再開の見込みが乏しい中、県の指導もあって1年後の令和3年3月末で閉園に至っております。

その後、財産処分について県等と手続の確認を進めてまいりましたが、補助金の返還額が法人の見込みを超えて大きくなる中、自己資金で実現可能な財産処分の方法を見いだせず、結果として財

産処分申請に至らずにりましたが、ただいまご説明しております市の対応方針を検討しているということを愛慈会に伝えましたところ、今回、転用による財産処分の承認申請を検討したい旨の意向が示されております。

次のページをお願いします。

②の市補助金の取扱いについてであります。愛慈会に対しても、大規模修繕に当たり、国庫補助金に市費を上乗せして補助金を交付しております。

このため、杉の下保育園の場合も、財産処分の承認に当たって、国庫補助金の返還が条件として付されることになり、先ほど申し上げましたとおり、令和2年度末での閉園後、愛慈会では、財産処分の方法について模索してきたものの、有効な手法が見つからずに今に至っております。

杉の下保育園の閉園の理由は、大湯保育園の場合と同様に、平成25年以降の八幡平地区の急激な入園者数の減少で、平成22年から平成24年までの2年間の減少率が2%であったものが、平成26年までの次の2年間からは10%を超える減少率となっています。大規模修繕の導入を検討した平成24年度の時点では、法人が所有する杉の下保育園の運営に加え、将来的な八幡平なかよしセンターの指定管理を両立させ得るとの判断が可能であったものの、八幡平地区のあまりの少子化の早さによって、杉の下保育園を閉園し、八幡平なかよしセンターの指定管理の継続を優先する途をやむを得ず選択したものであると認識しております。

このような事情を踏まえ、杉の下保育園についても、大規模修繕後の運営によって本市の保育ニーズを満足させるという役目を果たし終えたもので、補助金の目的を十分に達成したものであること。また、その閉園は事業者の責めに帰することができない、やむを得ないものである中で社会福祉法人の持続可能性に影響を与えることは避けるべきであることに鑑み、市補助金のうち国庫補助金を除く分については返還を求めずに、財産処分を承認することとしたいと考えております。

次のページをお願いいたします。

参考として、補助金の交付状況等について記載しています。

愛慈会に対して交付した補助金は、1,408万9,000円で、うち国費が968万6,000円、市費が440万3,000円です。法定耐用年数は処分制限期間が34年であるところ、休園した令和2年3月末では6年経過となり、処分制限期間で算出した場合に返納すべき補助金は、約1,160万円ほどとなりますが、このうち市単分の返還は求めず、国庫補助金分約798万円のみ返還を命じることとしたいというものであります。

以上、大湯保育園と杉の下保育園の閉園への市の対応について、議会の皆様からご理解をいただいて進めてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

委員会資料2ページにお戻り願います。

次に「2. 地域包括支援センター運営事業業務の契約締結候補者の選定について」であります。

現在、4か所に設置しております地域包括支援センターのうち、花輪・尾去沢地区の1か所で、現在業務を委託している社会福祉法人鹿角市社会福祉協議会の介護予防支援事業所としての6年の指定期間が満了することから、改めて令和7年度からの委託事業者を選定するため公募型プロポーザルを実施いたしました。

昨年11月14日に開催した選定委員会において鹿角市社会福祉協議会を選定し、11月25日に開催した介護保険運営協議会に選定結果を諮問したところ、契約締結候補者として承認いただいております。なお、応募は、選定した鹿角市社会福祉協議会の1法人でありました。

同一事業者への継続的な委託となりますが、今年度内に法人から更新に係る手続を進めていただき、当初予算の成立後、契約締結する方向で進めてまいります。

以上で所管事項の報告の説明を終わります。

○黒澤委員長 所管事項の報告が終わりましたので、これより質疑を受けます。

初めに、健康福祉部のすこやか子育て課関係の報告事項について質疑・ご意見等がございましたら発言願います。児玉委員。

○児玉委員 杉の下保育園、令和2年3月末休園ということで、現在で6年経過していると。多分説明今もらったのかもしれないですけど、もう一回確認させてください。なんで6年経ってしまったのかなという質問です。

○黒澤委員長 工藤すこやか子育て課長。

○工藤すこやか子育て課長 杉の下保育園ですけれども、令和2年度いっぱい休園してその後そのまま閉園というふうに令和2年度末で閉園しておりますけれども、現在までその財産処分に当たりまして、施設の有効活用を、転用が可能かどうか、またほかの方が活用するケースはないのかというところをいろいろ検討してきたところで、これまで時間が経過したという状況でございます。（「取り壊したかったんだけどもの部分も」の声あり）追加で、施設のほうの取り壊しも検討したんですけれども、解体費用等もかかってきますし、施設をそのまま残しておくには施設を管理するための除雪費ですとか管理費がかかってきますので転用・解体どちらも検討してきた結果、現在に至っているというような状況です。

○黒澤委員長 阿部健康福祉部長。

○阿部健康福祉部長 児玉委員のご指摘は、本来すぐそういう事態が生じたときに財産処分の手続を取るべきではなかったかということだと思いますけれども、愛慈会としても今、課長が申し上

げましたとおり、黙って所有していれば固定資産税等がかかっていく一方なので取り壊しをしたいということで考えていたんですけれども、閉園後、前に県等に相談していた時の返還額と実際に閉園してから正式にこの額ですかと確認したときの額があまりにも開きがあったというか、当初は少ない額の返還で良かったところが、その耐用年数というか処分制限期間の最初の始まりの考え方が建設当初なのか、それとも大規模修繕で、大規模修繕も大規模と言いながらあまり駆体には影響のない様子でしたのでどちらで取るかというところを、最初は建設年次からの制限期間で考えたところ、大規模修繕の時から起算しなければいけないということで、当初の見込みよりも返還する額が大きくなったところで取壊しの財源も見いだせず、でも何とかしなければいけないというところで県と相談しながらできるだけ早くということでこれまでちょっと経過してきたという経緯にあります。今回もしこの方法が市のほうでご理解いただいてこの方法を取ることができれば、解体費は出せませんが、何か社会福祉的な事業で転用を考えることでまず財産処分申請を出して、国庫補助金だけは返還して、そこはきれいにしておきたいというような意向で今回ご相談しております。

○黒澤委員長 児玉委員。

○児玉委員 この国庫補助金は分割で返納など、一回で納めなければならないということではないと思うんですけど。いわゆるその事業者にあまり負担にならないような方法を摸索していただきたいなと思います。

この杉の下保育園と大湯保育園の違いといいますか、大湯のほうはすぐ返納します、杉の下のほうは6年経過しました。何か対応に全然差があるような、違いがあるような気がするんですけど。これはあくまでも事業者のほうの考え方なり、体制なりが違うということで市のほうの考え方なり進め方は同じなんですよね。

○黒澤委員長 阿部健康福祉部長。

○阿部健康福祉部長 市としてこの財産処分に当たっての対応は同じでございます。

ただ、愛慈会については今申し上げましたとおり、財産処分をするにもお金の工面、資金の工面が容易でなかったというところでどういう方法があるかということを継続した結果、6年経過してしまったんですけれども、愛生会のほうは底地が市の土地でまず返還していただければいけないということと、公益事業をやらなくなるとその時点で固定資産税等も発生していることも踏まえて、愛生会のほうから余計な経費が発生する前に解体してしまいたいと、財産処分をしたいということで、そちらの事業者、法人の意向を踏まえての対応で、市としては同じようにできる

だけ速やかな財産処分ということが原則でありますけれども、そのように対応してきております。

○黒澤委員長 よろしいですか。（「よろしいです」の声あり）ほかにご覧いませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

ほかにはないので、所管事項報告についてはこれで終わります。

【案 件】(1) 付託事件の審査

○黒澤委員長 次に案件に入り、付託事件の審査を行います。

当常任委員会の閉会中の審査事件となっております「教育行政及び民生施策の推進について」を議題といたします。委員の皆様から質疑ご意見等がございましたら発言願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○黒澤委員長 ないので、付託事件の審査については今後においても継続審査すべきこととし、本日の閉会中審査事件の審査は終了いたします。

【案 件】(2) その他

○黒澤委員長 次に案件(2)その他に入ります。

初めに当局より順次説明願います。成田市民課長。

○成田市民課長 ①の2月定例会提出予定議案について説明します。

初めに市民課関係です。

「鹿角市高額療養費貸付基金条例の廃止について」です。

基金は、医療費が高額となり、医療機関窓口での支払いが困難となった方に対し、高額療養費支給見込額を限度額として、資金を貸し付けるため昭和52年に設置したものです。その後、限度額適用認定証の提示やマイナ保険証を利用することで、窓口での支払いを自己負担限度額までに留められるようになっており、基金設置の目的を果たしたことから基金条例を廃止するものです。

なお、基金残高の1,300万円は、基金設置の原資である一般会計へ繰り入れることとしております。

説明は以上です。

○黒澤委員長 工藤すこやか子育て課長。

○工藤すこやか子育て課長 続いて健康福祉部すこやか子育て課関係の提出予定議案について説明いたします。資料は3ページをお願いいたします。

1つ目の「鹿角市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」ですが、地域の自主性及び自立性を高めるための関係法律の整備に関する法律により、栄養士

法が改正され、管理栄養士養成施設卒業者については栄養士免許の取得が不要となったことを踏まえ、本条例中、食事の提供の特例の規定のうち、栄養士の配置を求める規定について、栄養士免許を有さない管理栄養士を配置した場合についても同要件を満たすことができるよう、所要の改正を行うものです。

2つ目の「財産の交換の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正について」ですが、所管事項で報告したとおり、大湯保育園の敷地として社会福祉法人に無償貸付けをしている市有地について、令和6年度末の保育園閉園に伴い無償貸借契約に基づき、敷地を原状回復の上、市に返還していただく必要がありますが、施設の解体工事に一定期間要するため、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例に基づき、無償貸付けができるとする公共事業の用に供する期間に、解体工事が完了するまでの期間を含めるため、条例附則に大湯保育園に関する措置として規定を追加するものです。

説明は以上です。

○黒澤委員長 黒澤生涯学習課長。

○黒澤生涯学習課長 教育委員会からは、生涯学習課から「鹿角市立図書館条例の一部改正について」です。

鹿角市立立山文庫継承十和田図書館の移転新築に伴い、施設の位置及び開館時間について、所要の改正を行うものであります。

提出予定議案についての説明は以上となります。

○黒澤委員長 成田市民課長。

○成田市民課長 続いて、②の2月定例会提出補正予算の概要について市民課から順に説明します。

(1)国民健康保険事業特別会計です。

歳入6款2項1目財政調整基金繰入金57万4,000円は、歳出予算の補正財源として繰り入れるものです。

歳出7款1項2目償還金57万4,000円の追加は、令和5年度ヘルスアップ事業の実績確定に伴う保険給付費等交付金の返還金であります。

市民課関係は以上です。

○黒澤委員長 佐藤課長。

○佐藤生活環境課長 引き続き、生活環境課関係につきまして説明をいたします。4ページをお願いします。

①2款2項2目生活安全対策費の地域公共交通維持確保対策事業1,120万6,000円につきましては、路線バス事業に係る令和6年事業年度の実績が確定したことに伴い、地域内フィーダー系統確保維持費補助金を減額するほか、地方バス路線運行費補助金を増額するものです。また、鹿角高校スクール線運行確保補助金につきましては、9月末までの運行が黒字となったことから補助金を全額減額するものです。

②の塵芥処理費の鹿角広域行政負担金809万6,000円の減額及び③し尿処理費の鹿角広域行政組合負担金205万2,000円の減額につきましては、いずれも設備等に係る修繕費の追加及び施設管理に係る電気料金の減額補正に伴い、負担金を減額するものです。

生活環境課関係は以上です。

○黒澤委員長 工藤すこやか子育て課長。

○工藤すこやか子育て課長 続いて健康福祉部すこやか子育て課関係について説明いたします。

3款2項2目児童措置費の認可保育園費の1,219万3,000円については、私立保育園に対する認可保育園保育委託料について、根拠となるこども家庭庁所管の工程価格において令和6年度人事院勧告に伴う国家公務員給与改定に順じ、引き上げられたことに合わせ増額するものです。

次のページをお願いいたします。

4款1項1目保健衛生費の妊産婦支援事業の1,183万3,000円の減額については、今年度の妊娠届出件数を基にした妊婦検診や出産応援給付金等の実績見込みによるものです。

説明は以上です。

○黒澤委員長 黒澤生涯学習課長。

○黒澤生涯学習課長 教育委員会関係について説明いたします。

①図書館管理費の、161万5,000円の減額は、施設総合管理業務の入札実績による請負差額によるものです。

②大湯環状列石費大湯ストーンサークル館管理費の、517万円の減額及び出土文化財管理センター管理費の58万円の減額は、光熱水費の実績見込みによるものです。

③文化の杜交流館費、文化の杜交流館管理費の、471万円の減額は、修繕料及び施設管理委託料の実績見込みによるものです。

以上で説明を終わります。

○黒澤委員長 今、③に行こうとしたんですけれども、ちょっとお待ちください。

①、②について説明いただきました。このところで委員の皆様、発言がございましたら発言をお願いします。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○黒澤委員長 それでは③について説明願います。佐藤生活環境課長。

○佐藤生活環境課長 令和7年度当初予算に係る、主な事業についてご説明いたしますので、共通資料をご覧ください。

最初に、一般会計に係る市民部関係の説明となりますので、資料の4ページをお願いいたします。

No. 22集落支援事業であります。集落支援員2名を配置し、自治会等の状況調査や課題解決に向けた話し合いへの支援を行うとともに、集落活動応援事業費補助金を交付し、自治会の活性化に向けた取組を支援してまいります。

資料5ページをお願いします。

No. 26地域公共交通維持確保対策事業であります。地域間幹線及びフィーダー系統の路線バスに係る運行費を助成するほか、路線バス定期券助成による利用促進や、第二種運転免許取得支援などにより地域公共交通の維持確保を図ってまいります。

No. 27空き家等適正管理推進事業であります。空き家の所有者等に対して適正管理の指導や助言を行うほか、危険老朽空き家については解体費用の助成を行ってまいります。

No. 29交流センター改修事業であります。共用開始後40年が経過し、老朽化が進んできたことから、外壁や内装、暖房設備などにつきまして大規模改修工事を実施いたします。

No. 30収納率向上特別対策事業であります。口座振替の推進等、納付環境の充実を図っていくとともに、適正な債権管理と効率的な滞納整理を行う費用を計上し、収納率の向上に努めてまいります。

No. 31戸籍住民基本台帳費であります。戸籍の記載事項に、新たに氏名の振り仮名を記載することになったことから、記載予定の振り仮名について、本人への確認を行うため通知書作成に係る委託料を計上しております。

飛びまして、資料の9ページをお願いします。

No. 58後期高齢者健康推進事業であります。一人一人の健康状態に応じて、よりきめの細かい指導や支援を行うため、高齢者の通いの場などにおいて口腔機能等のチェックを実施いたします。

市民部については以上です。

○黒澤委員長 井上福祉総務課長。

○井上福祉総務課長 続きまして健康福祉部関連ですが、主なものをページ順にご説明いたします。

6 ページをお願いします。

初めに、民生費関係になりますけれども、No. 36 重層的支援体制整備事業（多機関協働事業）ですが、複雑化・複合化し、支援や解決が困難な事案に対して、支援の方向性の調整、関係機関の役割分担、支援プランの作成など、支援機関のサポートやコーディネートのほか、訪問活動などを行うものです。

7 ページをお願いします。

No. 44 重層的支援体制整備事業（相談支援）ですが、福祉プラザ内に設置している障がい者総合サポートセンターで、専門職員を配置し、障がい等の相談支援を行うほか、創作活動など社会との交流の場の提供を行います。

8 ページをお願いします。

No. 49 高齢者等生活支援事業のポツの1つ目、会食サービス委託料は、会食型食事サービスのお弁当代の一部を助成しているものですが、9月から10月にかけて実施する敬老月間の会食費単価について、これまで1食当たり1,000円としていた上限を、物価高騰などにより、1食1,200円に増額し、高齢者の社会参加と地域交流による生きがいをづくりを推進いたします。

No. 52 から 54 については、令和6年度より介護保険事業特別会計から、重層的支援体制整備事業として、一般会計で事業を実施しているものです。

No. 55 大湯温泉保養センター管理費ですが、老朽化に伴い不具合が生じている館内空調設備の更新と照明設備のLED化改修工事を行います。

10 ページをお願いします。

No. 67 地域型保育施設費ですが、家庭的保育事業等保育委託料として、十和田地区に新規開設予定の家庭的保育施設1件を追加します。

11 ページをお願いします。

No. 74 認可保育施設整備事業ですが、毛馬内保育園の照明設備のLED化改修工事を行います。

No. 75 認定こども園施設整備事業ですが、八幡平なかよしセンターの照明設備のLED化改修工事を行います。

○黒澤委員長 工藤すこやか子育て課長。

○工藤すこやか子育て課長 続いて健康福祉部関係の4款衛生費に係る事業についてご説明いたします。12ページをお願いします。

No. 82 医師確保対策事業ですが、医学生修学資金として医学生5名分の貸付けを予算化するほか、岩手医科大学に、秋田県及び小坂町と共同で4月から第4期目となる寄附講座を設置いたします。

No. 84 健康意識啓発事業ですが、第3次健康かつの21計画中間評価と、第3期鹿角市食の健康づく

り推進計画を策定します。

No. 86妊産婦支援事業ですが、不妊治療費等助成において、新たに特定不妊治療のうち先進医療等に係る費用や通院交通費に対する支援を追加します。

13ページをお願いします。

No. 91人間ドック等推進事業ですが、新たに若年者健康づくり支援助成金として、これまで乳がん・子宮がん検診の対象外だった40歳未満を対象に検査費用の助成を拡充します。

No. 92予防接種事業ですが、インフルエンザ予防接種の助成対象を拡充し、13歳未満までとしていたところ高校生世代まで引き上げます。その他、妊婦を対象としたRSウイルスワクチンの接種助成を追加します。

説明は以上です。

○黒澤委員長 渡部教育次長。

○渡部教育次長兼総務学事課長 続きまして、教育委員会関係について説明いたします。

26ページをお願いします。

初めに、総務学事課関係であります。No. 196の学校運営事務費（小中学校）は、現在、市内の全小中学校で導入に向け、準備作業を進めている全県共通の統合型校務支援システムについて、運用を開始するため、システム使用料を計上します。

No. 197の小学校保健衛生費は、日常的に医療的ケアを必要とする児童が安心して学校生活を送ることができるように、小学校1校に看護師を派遣するため、支援業務委託料を計上いたします。

No. 200のICT活用教育事業（小中学校）は、ICT支援員を継続して配置することにより、学校教育のICT化を推進するほか、学習用端末更新に係る補助金の交付要件とされている学校規模に応じたネットワーク速度の改善に向けて、ネットワークアセスメントを実施するため、業務委託料を計上します。

次のページをお願いします。

No. 201の学校施設管理費（小中学校）は、花輪小学校と十和田中学校の校舎及び体育館の照明設備について、LED化改修を行うほか、洋式化率の低い十和田中学校のトイレを改修するため、施設改修工事費を計上します。

No. 205の部活動地域移行推進事業は、中学校部活動の段階的な地域移行を図るため、引き続き部活動地域移行コーディネーターを配置するほか、今年度、策定する計画に基づいて、モデル団体による実証を継続するため、諸報償費等を計上します。

○黒澤委員長 黒澤生涯学習課長。

○黒澤生涯学習課長 続いて生涯学習課関係についてであります。

No. 210文化財保存活用地域計画策定事業は令和4年度から小坂町と合同で作成してきたこれからの文化財の保存と活用の取組について、具体的な事業や持続可能な体制づくりなどを盛り込んだ素案をまとめ、12月文化庁認定を目指してまいります。

No. 213図書館管理費は鹿角市立図書館2館の管理運営を行うほか、十和田図書館のオープンを記念するイベントを実施します。

No. 214十和田図書館整備事業は秋のオープンに向けた移転作業及び新施設で必要となる施設用備品を購入します。

No. 216大湯ストーンサークル館管理費は展示ホール及び館内の照明機器のLED化に伴う設備更新工事を行います。

29ページをお願いします。

No. 218大湯環状列石環境整備事業は大湯環状列石の新たな整備に向け、施設の魅力向上と適切な保存及び観光面での活用や地域づくりにつながる事業などについて、2か年にわたり検討を重ね、第2次環境整備基本計画に取りまとめ、史跡を将来に継承するための事業を計画的に進めてまいります。

No. 219大湯環状列石保存活用事業は、史跡の魅力と学術的な価値の向上を図りながら、保存と活用につなげる機会を創出するためガイド育成や縄文祭を開催するほか、新たな活用事業として上空からの記念撮影や縄文食などの体験メニューを展開し、修学旅行や観光客を含む来場者の増加を目指します。

No. 221文化の杜交流館事業はコモッセの開館10周年を記念した市民参加型のミュージカル公演や各種イベントを開催し、特色ある文化芸術活動の振興と賑わいの創出を目指してまいります。

生涯学習課関係は以上です。

○黒澤委員長 相馬スポーツ振興課長

○相馬スポーツ振興課長 スポーツ振興課相馬です。

続きましてスポーツ振興課関係について説明いたします。

No. 222スキーと駅伝のまちづくり事業ですが、令和7年度の第78回十和田八幡平駅伝競走全国大会は、参加チームの増加を図るため、開催日を8月の第1土曜日に変更し、開催する予定です。

また、全ての参加チームを対象に宿泊費の補助制度を継続することとしております。

なお、女子の部につきましては、現状、多数の団体からの参加が見込めないことから、令和7年度の第78回大会は休止を決定しておりますが、令和8年度の第79回大会以降の女子の部再開に向け

て、各団体に年間スケジュールを調整し、参加をお願いする大会誘致活動を継続してまいります。

今年度から制度を開始しました、県外・市外から下宿等を利用した鹿角高校に通学するスキー部及び陸上部に在籍する生徒に対し、下宿等の費用の一部支援を継続いたします。

令和7年度は下宿費支援の入学者数が増加見込みで、既に支援している在校生と新入学者を併せて支援することになり、補助総額が増加となります。

強豪運動部であることが、県外・市外から鹿角高校を進路として選択する一因となっておりますが、加えて、下宿費支援制度が、選択の後押しとなっているものと考察しております。

今後の鹿角高校の活躍を期待いたします。

No. 223スポーツ交流事業ですが、スポーツ合宿費用の一部を支援するほか、市外チームとの交流推進として、キャプテン翼杯などの招待大会の開催支援のほか、城山球場を会場に開催予定の日本スポーツマスターズ2025軟式野球競技秋田県大会についても支援することとしております。

スポーツ振興課関係については以上です。

○黒澤委員長 渡部教育次長。

○渡部教育次長 30ページをお願いいたします。

No. 228の学校給食費は、安全・安心な学校給食を提供するほか、栄養バランスや質・量を保った給食提供を維持しつつ、物価高騰の影響を踏まえ、保護者等の負担軽減を図るため、学校給食費の一部として、1食あたり35円を支援し、負担額を据え置きいたします。

以上で、一般会計当初予算の概要の説明を終わります。

○黒澤委員長 成田市民課長。

○成田市民課長 資料の31ページをお願いします。

続いて、国民健康保険事業特別会計について説明します。

共通資料にはありませんが、初めに国保会計全体の予算規模について説明します。

令和6年度当初予算と比較し、約1億6,100万円少ない28億8,300万円であります。減少の主な要因は、被保険者数の減少で、昨年度より402人少ない5,033人を見込んでおります。

続いて、事業の説明です。

資料のNo. 2療養給付費は、医療費のうち被保険者の自己負担分を除いた保険者負担分となります。被保険者数の減少に伴い、前年度予算より約7,000万円減額となっております。

No. 3健康教育活動費では、薬の長期処方や同じ効果の薬剤が複数処方されている方などを対象に、服薬情報を通知し、かかりつけ医や薬局への相談を促すことで、薬物による副作用等の有害事象の発生を抑えるとともに、医療費の適正化を図ります。

No.6特定健康診査事業では、未受診者に対し、保健師の訪問による受診勧奨を実施するほか、毎年の健診受診につなげるためフォローアップ事業を実施します。

続いて、資料にはありませんが、後期高齢者医療特別会計についても説明させていただきます。

先ほど、後期高齢者医療に係る健康推進事業等の実施については、一般会計資料で説明しましたが、保険料の賦課徴収等の事務に係る予算は特別会計で計上しております。

特別会計の予算規模は令和6年度当初予算と比較し、約2,000万円多い4億9,300万円であります。増額の主な要因は、被保険者数の増加で、昨年度より48人多い6,788人を見込んでおります。

市民課からは以上です。

○黒澤委員長 奈良あんしん長寿課長。

○奈良あんしん長寿課長 続いて32ページ介護保険事業特別会計について説明いたします。

令和7年度介護保険事業特別会計全体の予算規模ですが、令和6年度当初予算と比較しまして、約2,300万円少ない48億9,522万4,000円と見込んでおります。

令和7年度当初予算については令和6年3月に策定した第9期介護保険事業計画の計画値を根拠として計上しておりますので、予算概要のNo.1からNo.4の各サービス給付費についても事業計画推計値どおりに計上しております。

予算規模が縮小した主な理由といたしましては、短期入所療養介護給付費や地域密着型の介護老人福祉施設入所者生活介護給付費が前年より減少したことなどによるものです。

以上で介護保険事業特別会計の説明を終わります。

○黒澤委員長 説明が終わりました。今後定例会中の審査もございますので、説明のみとさせていただきたいと思いますが、どうしても今回確認したい点がございましたら、発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒澤委員長 ないようですので、(2)その他についてはこれで終わります。

次に、その他であります。委員及び当局から何かございましたら発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒澤委員長 ないようですので、その他についてはこれで終わります。

【閉 会】

○黒澤委員長 以上をもちまして、本日予定いたしました協議事項はすべて終了いたしました。

当局におかれましては、ただ今出されました要望・意見等について十分検討され、それぞれ措置願いたいと思います。

それでは、ただ今の時刻をもって教育民生常任委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後 1 時 5 8 分 閉会